# 高齢者世帯等に暖房用灯油代の一部を助成します

灯油価格の高騰により、皆さんの生活全般に大きな影響を与えていますので、町では高齢者世帯等に対して暖房用灯油代の一部を助成します。

#### ●支給対象世帯は?

- 令和元年12月1日を基準日として、
  - ★秩父別町に住所があり、現に居住している世帯
  - ★町民税非課税世帯

上記★印の要件を2つとも満たす場合で、次の①~④のいずれかに該当する 世帯が支給の対象です。

- ① 基準日現在で世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯員で構成されている世帯。
- ② 基準日現在70歳以上の独居世帯。
- ③ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第28<mark>3号)第15条第4項の規定によ</mark>る身体障害者手帳の交付を受けた方で、同法施行規則別表第5号に掲げる1級又は2級に該当し、主としてその方の収入により生計が維持されている世帯。
- ④ 義務教育期間終了前の子を養育する母子(父子)世帯。
- ※生活保護世帯、施設入所、長期間入院中の方は対象になりません。
- ※同一住居において住民票上、複数の世帯が存在する場合は、一つの世帯とみなします。

### ●支給額は?

灯油代の支給は年1回として、1世帯 10,00円 を支給します。

## ●申請期限は?

令和 2 年 **1** 月 **3 1** 日 (金) までに申請してください。

## ●必要な書類は?

申請書類は、対象になる可能性がある方に送付しています。

支給対象に該当すると思われるが、申請書が届いていない場合はお問い合わせください。 なお、支給決定した後に1万円分以上の灯油を購入したことがわかる書類(領収書等) を提出いただきます。

基準日前(11 月)に購入した灯油も対象となりますので、申請書提出のときに領収書等を 提出することも可能です。

## ●お問い合わせ・申請書提出先

役場住民課住民福祉グループ 電話33-2111 (内線46)

# 新成人の皆さんへ 20 歳になったら









国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、 働いている世代で支えようという考えで作られた仕組みで、年金の給付は生涯にわたって保障されます。 20 歳以上60 歳未満の方は国民年金に加入することが義務付けられていますので、20 歳になった ら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

#### 国民年金は老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、 病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その 加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある配偶者」や「子」)が受け取れます。

ただし、保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。 (保険料は学生納付特例制度、納付猶予制度のほか、免除制度を受けることができます。)

## 「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

#### ●「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少なく所得が一定額以下の場合には、国民年金保険料の納付が猶 予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学 (大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、 専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)などに在学する方です。

#### ●「納付猶予制度」

学生を除く50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保 険料の納付が猶予される制度です。

(平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。)

#### 国民年金に加入する方 20歳以上60歳未満の方全員が国民年金(基礎年金)に加入します

#### ●第1号被保険者●

学生、フリーター、自営業、 無職の方などで、20歳以上 60 歳未満の方

市町村の国民年金窓口へ行き、 手続きを行います。

自分で納めます。

収入が少なく保険料の納付が 困難なときは

学生…「学生納付特例制度」 50歳未満…「納付猶予制度」 自営業等…「保険料免除制度」 があります。

#### ●第2号被保険者●

厚生年金の加入者 (会社員) 共済組合の加入者(公務員)

勤務先が手続きを行います。 厚生年金や共済組合などに加 入すると、同時に国民年金も 加入することになります。

厚生年金・共済組合の保険料は 給与から天引きされますので、 それとは別に国民年金保険料を 納める必要はありません。

#### ● 第3号被保険者 ●

厚生年金や共済組合の加入者 に扶養されている20歳以上 60 歳未満の配偶者

第2号被保険者(配偶者)の 勤務先で手続きを行います。

第2号被保険者が加入する制 度全体で負担するため、国 民年金保険料を自分で納め る必要はありません。

お問い合わせ 砂川年金事務所お客様相談室 電話0125-28-9003 役場住民課総合窓口グループ 電話33-2111 (内線43)